

令和 5 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
9 月 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 1 1 日 開 会

令和 5 年 1 0 月 1 3 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録目次

第1号（9月11日）

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4
会 議	
○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 管理者提案理由の説明	6
○日程第 4 認定第 1号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	7
○日程第 5 議案第 8号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第2号）について	17
○日程第 6 議員の派遣について	21
○散 会	21

第2号（10月13日）

○議事日程	24
○会議に付した事件	24
○出欠席議員	24
○説明のために出席した者	24

会 議

○開議	25
○日程第 1 認定第 1 号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	26
○日程第 2 管理者提案理由の説明	37
○日程第 3 議案第 9 号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第3号）について	38
○日程第 4 議案第10号 小山消防署の整備に関する協定の締結について	40
○閉 会	41

第 1 日

令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第1号)

令和5年9月11日(月曜日)

○議事日程

令和5年9月11日 午後1時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者提案理由の説明

日程第4 認定第1号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第8号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について

○日程第6 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 菅 沼 芳 徳 君	2番 川 上 秀 範 君
3番 黒 澤 佳 壽 子 君	5番 高 橋 利 典 君
6番 石 原 和 美 君	7番 牧 野 恵 一 君
8番 神 野 義 孝 君	10番 藺 田 豊 造 君
11番 勝間田 博文 君	12番 臼 井 光 昭 君
13番 中 島 宏 明 君	14番 鈴 木 豊 君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

管 理 者	勝 又 正 美 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	富 尾 信 司 君
会 計 管 理 者	勝間田 守 正 君
事 務 局 長	鎌 野 武 君
消 防 長	勝間田 誠 司 君
庶 務 課 長	佐 藤 正 博 君
庶 務 課 技 監	池 田 浩 一 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 修 一 君
事務局次長兼衛生センター所長	三 輪 徹 君
消防次長兼管理課長	外 山 貴 彦 君

予 防 課 長	芹 澤 良 信 君
警 防 課 長	勝間田 秀 明 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 秀 宗 君
御 殿 場 消 防 署 長	小 林 真 人 君
小 山 消 防 署 長	野 木 幹 雅 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	伊 倉 博 一 君
御 殿 場 市 企 画 戦 略 部 長	沓 間 信 幸 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	田 代 学 君
御 殿 場 市 環 境 市 民 部 長	南 美 幸 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	長 田 忠 典 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加 藤 貴 大
庶務課総務スタッフ主幹	細 谷 志 野
庶務課総務スタッフ主任	田 代 拓 也
庶務課総務スタッフ副主任	曾 根 綾 乃

○議長（中島宏明君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（中島宏明君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（中島宏明君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書及び資料6、以上でありますので、御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に、議員各位に配付済みであります。

○議長（中島宏明君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において12番 白井光昭議員、14番 鈴木豊議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（中島宏明君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和5年9月定例会の会期は、本日9月11日から10月13日までの33日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、令和5年9月定例会の会期は、33日間と決定いたしました。

○議長（中島宏明君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました認定第1号、議案第8号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、決算案、予算案の2件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

それでは、認定第1号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

一般会計の決算概況は、歳入歳出予算33億9,900万円に対しまして、歳入総額が34億7,335万8,549円、歳出総額が33億3,512万9,519円となっており、歳入歳出差引額は1億3,822万9,030円となっております。

歳入歳出差引額から令和5年度への繰越し事業に充当する財源318万8,595円を差し引いた実質収支額は、1億3,504万435円となりました。

予算の執行状況につきまして、歳出から申し上げます。

歳出の内訳は、90.0%に当たる30億20万9,000円が人件費、物件費等の消費的経費でございます。

また、2.5%に当たる8,498万6,000円が投資的経費で、消防車両更新整備事業等でございます。

その他の経費は7.5%で、2億4,993万5,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、市・町の負担金が全体の79.0%に当たる27億4,367万2,000円、使用料及び手数料が2億6,500万円余、県支出金が2,258万円余、基金繰入金が5,000万円、繰越金が9,849万円余、組合債が6,040万円となっております。

その他は、財産運用収入、雑入及び寄附金で、2億3,319万円余でございます。

次に、議案第8号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」申し上げます。

今回の補正額は8,000万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ36億7,700万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、前年度繰越金の精算、並びに第1号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置及び財源更正でございます。

歳出は、総務管理費の基金積立金の増額と、斎場費の財源更正を行うものでございます。

歳入は、令和4年度の決算確定に伴う繰越金の増額をはじめ、国庫支出金の増額及び組合債の減額でございます。

分担金及び負担金につきましては、繰越金から今回の補正事項に係る増額分を差し引いた、3,868万8,000円を減額するものでございます。

また、事業の進捗などにより、債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島宏明君）

日程第4 認定第1号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。

本案の審議については、本日は当局からの説明のみとし、質疑については、来る10月13日の本会議において行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、当局から決算の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、認定第1号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、決算の概要につきまして、御説明いたしますので、資料3 決算附属資料の1ページをお開きください。

1、一般会計決算概況を御覧ください。

この表は、令和4年度と令和3年度の決算概況を併記しておりますが、令和4年度につきまして、御説明いたします。

1の歳入総額は、前年度比0.5%減の34億7,335万円余、2の歳出総額は、前年度比1.7%減の33億3,513万円余で、3の歳入歳出差引額、いわゆる、形式収支につきましては、前年度比40.3%増の1億3,822万円余となりました。

4の翌年度へ繰り越すべき財源が318万円余で、これにより、5の実質収支額は、前年度比37.1%増の1億3,504万円余となりました。

6の単年度収支額は、令和4年度の実質収支額から令和3年度の実質収支額を差し引いた額で、5,706万円余のプラスとなりました。

7から9の積立金、繰上償還金、積立金取崩額については該当がなく、よって、10、実質単年度収支額は、6の単年度収支額と同額になります。

次に、2の市町の負担金の状況ですが、(1)の負担金対象人口及び(2)の項目別負担割合に基づき、(3)の項目別決算額の合計欄のとおり、御殿場市が20億6,506万5,000円、小山町が6億7,860万7,000円、計27億4,367万2,000円となりました。

2ページ・3ページをお願いいたします。

こちらの歳入項別集計表につきましては、各款項ごとの内容説明は、後ほど、歳入歳出決算事項別明細書によりいたしますので、ここでは最下段の計の欄についてのみ説明いたします。

予算現額は、当初予算額は32億8,000万円でしたが、補正予算で1億1,900万円の増額をしたため、予算現額の計は33億9,900万円となりました。

調定額は34億7,335万円余で、収入済額は調定額と同額です。

執行率は、対予算が102.2%、前年度に対しては、0.5%の減となりました。

次に、4ページ・5ページをお願いいたします。

こちらの歳出目別集計表につきましても、最下段の計の欄についてのみ説明いたします。

予算現額は、歳入と同額の33億9,900万円です。支出済額は33億3,512万円余で、翌年度繰越額が318万円余ございますので、予算現額の計から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた不用額は、6,068万円余となりました。

支出済額の予算現額に対する執行率は98.1%で、前年度に対して1.7%の減となりました。

次に、6ページ・7ページをお願いいたします。

こちらの目的別・性質別経費の状況は、歳出を目ごとに性質別に分析したのになります。

性質別経費の構成比は、消費的経費が90.0%、投資的経費が2.5%、その他の経費が7.5%となりました。

消費的経費のうち、人件費は、事務局職員24人、消防職員162人の職員の給料、各種手当、共済費などが主なものです。

物件費は、消耗品費、燃料費、施設や機器の清掃・保守点検委託などが主なものです。維持補修費は、施設や機器などの修繕、補修に要した経費です。

扶助費は、児童手当です。

補助費等は、各種事業の負担金・交付金、建物や自動車などの保険料などが主なものです。

次に、投資的経費ですが、普通建設事業費の単独事業として、斎場費における火葬炉設備修繕、塵芥処理費におけるごみ焼却施設周辺整備事業及び常備消防費における高規格救急自動車更新整備事業が該当しております。

その他の経費のうち、公債費は組合債の元金及び利子で、積立金出資金等は、諸施設整備等基金及び職員退職手当基金への元金及び運用利子の積立てです。

8ページ・9ページをお願いいたします。

こちらは性質別経費の財源内訳で、9ページ財源構成の欄の合計欄のとおり、特定財源は18.9%で、市町の負担金が主たる財源となる一般財源は、81.1%となりました。

特定財源の主なものは、廃棄物処理手数料、焼却センター発電売電料及び高規格救急自動車更新整備事業等に係る組合債などです。

10ページ・11ページをお願いいたします。

こちらの経費別構成状況は、歳出の目ごとに、節の区分別の構成状況を一覧にしたものです。

目・節それぞれの構成比を見ますと、目別では塵芥処理費が29.2%、常備消防費が43.2%、節別では12節の焼却センター及び再資源化センター管理運営などの委託料が30.0%と、それぞれ大きな割合を占めております。

12ページ・13ページをお願いいたします。

こちらは組合債の目的別現在高で、12ページ左の欄に、令和3年度末の区分ごとの現在高を示しております。

令和4年度は、斎場施設整備事業に対し1,230万円、ごみ処理施設整備事業に対し2,550万円、高規格救急自動車整備事業に対し2,260万円の借入れを行い、1億9,981万円余の元金等を償還したため、令和4年度末現在の残高は、1億960万円余となり、令和3年度末に比べ1億3,386万円余の減となりました。

なお、令和4年度末借入れ件数の合計は、令和3年度より2件増の18件となっております。

ります。

次の14ページから26ページまでは、各所属別の事業実績となっておりますので、後ほど御確認ください。

27ページをお願いいたします。

こちらは一般会計の未収入調書ですが、該当はありませんでした。

次のページをお願いいたします。

この表は、一般会計の予算現額と収入済額に500万円以上の収入減が生じた事業の一覧です。

2款使用料及び手数料において、前年度に引き続き、コロナ禍の影響による、事業系可燃ごみの搬入量の減少及び指定ごみ袋の販売数が見込みより少なかったことによる、廃棄物処理手数料の減によるものです。

次の29ページは、一般会計の予算現額と支出済額に500万円以上の予算残が生じた事業の一覧です。

3款衛生費では、可燃ごみ搬入量の大幅な減少による委託料等の減によるものです。

4款消防費では、人件費における新型コロナウイルス感染症の影響による、休日勤務手当及び特殊勤務手当の減によるもの、小山消防署建設事業における、基本設計に係る入札差金によるものです。

次のページをお願いいたします。

こちらはごみ焼却施設周辺整備事業の実施状況を一覧としたものです。

次の31ページは、令和4年度に実施した主要事業の実績を一覧としたものです。

以上が令和4年度決算の概要説明となります。

続きまして、詳細について説明いたします。

資料2 令和4年度一般会計歳入歳出決算書を御用意ください。

事項別明細書に、歳入から説明いたしますので、決算書の12ページ・13ページをお開きください。

1款分担金及び負担金は、前年度比7,132万円余、2.7%の増となりました。

負担金の内訳は、備考欄のとおりです。なお、先ほど概要で触れました、決算附属資料、1ページにあります、項目別負担割合により算定されております。

2款使用料及び手数料は、前年度比225万円余、0.8%の減となりました。

1項使用料は、前年度比223万円余、17.0%の増です。

1目総務使用料は、行政財産の目的外使用に関する条例の規定に基づく使用料です。

2目衛生使用料は、斎場の火葬炉、告別式場及び霊安室の使用料です。

前年度と比べ、火葬件数の増及び霊安室の使用の増が、使用料の増加の要因となっております。

3目消防使用料は、消防署と分署に設置されている自動販売機の設置使用料です。

2項手数料は、前年度比448万円余、1.8%の減です。

1目総務手数料の備考欄、複写手数料は、消防関係の公文書等複写手数料です。

2目衛生手数料、1節斎場手数料の備考欄、分骨証明手数料は、斎場で交付した分骨証明書9件分の手数料です。

2節清掃手数料の備考欄、廃棄物処理手数料（焼却）は、指定ごみ袋以外で、焼却センターへ自己搬入された焼却ごみの処理手数料です。

廃棄物処理手数料（再資源）は、再資源化センターへ自己搬入された粗大ごみ・不燃ごみ等の処理手数料です。

廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）は、市町民が集積所等に指定ごみ袋を利用して廃棄物を処理する際の手数料です。

令和4年度における可燃ごみの搬入量は、市町の集積所からの収集分は、前年度比270トン余、1.7%減少し、これに伴い、可燃ごみの指定ごみ袋の販売数も減少しました。自己搬入分は、前年度比100トン余、10.3%増加しました。事業系の搬入分は前年度より若干減少で、その他を含む全体量といたしましては、前年度比250トン余、0.9%の減となっております。

また、再資源化センターへの搬入量も減少しており、前年度比170トン余、5.3%の減となっております。

結果といたしまして、廃棄物処理手数料（焼却）は、前年度比0.1%の減、廃棄物処理手数料（再資源）は、3.9%の減、廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）は、前年度比2.6%の減となり、全体で前年度比1.8%の減となりました。また、執行率は、対予算92.1%でした。

14ページ・15ページをお願いいたします。

3目消防手数料の備考欄、危険物関係申請手数料は、消防法の規定により徴収する手数料です。

危険物施設の設置・変更に伴う許可及び完成検査の申請並びに廃止届は、前年度より若干減少し、前年度比13万円余、2.6%の減となりました。

煙火消費許可申請手数料は、火薬類取締法の規定による煙火の消費の許可申請に係る手数料で、申請件数は31件と、コロナ禍以前の9割程度にまで戻りました。

3款県支出金は、前年度比2,037万円余、918.4%の大幅な増となりました。増額の要因は、補助事業である高規格救急自動車更新整備事業に係るものです。

1項1目消防費県補助金の備考欄、地震・津波対策等減災交付金は、災害対策資機材や感染防止に係る備品の購入に対して交付される補助金で、補助率は3分の1です。なお、高規格救急自動車購入では、1,000万円の交付を受けました。

2項1目消防費県負担金の備考欄、感染症患者等の移送に係る負担金は、県から要請があったコロナ陽性者の搬送に係る費用について県が負担するもので、124件の搬送要請がありました。

4款財産収入は、前年度比2万円余、30.6%の増となりました。

5款1項基金繰入金は皆増です。

1目基金繰入金の備考欄、職員退職手当基金繰入金は、令和4年度の退職者が例年より多く、年度間の負担を平準化するため退職手当基金を取り崩し、繰り入れました。

6款繰越金は、前年度比2,052万円余、17.2%の減となりました。

16・17ページをお願いいたします。

7款諸収入は、前年度比3,461万円余、17.5%の増となりました。

主な要因は、雑入における、焼却センター発電売電料及び再資源化物売却料の増によるものです。

2項1目雑入の備考欄、雇用保険料は、再任用職員3人と会計年度任用職員一人分の雇用保険料です。

私用電気料・電話料は、衛生センターの自動検針器の使用電気料及び斎場の公衆電話使用料です。

自動販売機等電気料は、消防庁舎の自動販売機の電気料です。

公文書公開等写しの交付費用は、4件の公文書の公開の申し出に対する費用です。

環境保全負担金は、焼却センターの焼却灰の資源化処分に伴う、特別目的会社：SPCである御殿場・小山環境テクノロジーからの負担金です。

焼却センター発電売電料は、焼却センターで発電した電気を日立造船株式会社に売電した料金で、前年度比4,377万円余、29.9%の大幅な増となりました。

再資源化物売却料は、ごみ再資源化施設に持ち込まれた、瓶・缶・ペットボトルなどの有価物の売却収入で、前年度比1,047万円余、43.9%と、こちらも大幅な増となりました。

コンテナ洗浄料は、御殿場市の資源物回収コンテナの洗浄に伴う、御殿場市からの収入です。

東名救急業務支弁金は、東名高速道路での救急業務に対して、中日本高速道路株式会社から支払われたものです。

静岡県市町村振興協会助成金は、消防大学校の研修に対する助成金です。

その他雑入の主なものは、市町村職員共済組合事業に係る事務手数料、公用車や建物修繕に対する、全国市有物件災害共済会からの共済金などです。

8款組合債は、前年度比9,680万円、61.6%の減となりました。

減額の要因は、前年度は、はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業で、1億5,00

0万円余の多額の借入れがあったことによるものです。

1項1目衛生債の1節斎場債の備考欄、斎場火葬炉修繕事業は、静岡県市町村振興協会から借り入れたもので、借入れ利率は年0.3%、償還期間は12年、起債率は75%です。

2節清掃債の備考欄、ごみ焼却施設周辺整備事業は、スルガ銀行から借入れしたもので、借入れ利率は年0.8%、償還期間は12年、起債率は90%です。

2目消防債の備考欄、高規格救急自動車更新整備事業は、静岡県市町村職員共済組合から借入れしたもので、借入れ利率は年0.4%、償還期間は10年、起債率90%です。

18ページ、19ページをお願いいたします。

9款1項1目消防費寄附金は皆増で、消防事業に対し一般の方から寄附金を頂いたものです。

最下段の歳入合計欄ですが、調定額及び収入済額は、ともに34億7,335万8,549円となり、執行率は100%となりました。

続きまして、歳出の説明をいたしますので、20ページ・21ページをお開きください。

歳出につきまして、備考欄を中心に御説明いたしますが、人件費、車両管理費及び一般諸経費につきましては、特に必要がある場合を除き、説明を省略させていただきます。なお、備考欄の括弧内の数字は予算現額です。

1款1項1目議会費の執行率は、91.4%でした。

備考欄2は、元議員への弔慰金に要した経費です。

3の①は、志太広域事務組合藤枝環境管理センターへの、行政視察に要した経費です。

4は、議会会議録作成業務委託などに要した経費です。

2款1項1目一般管理費の執行率は、99.0%でした。

備考欄1の④は、定年退職者5人、定年前退職者4人分の退職手当と、事務局及び消防職員の児童手当です。

⑤は、職員の公務中の災害補償に備えた、地方公務員災害補償基金への負担金です。

2は、元議員に対する弔慰金です。

3の①は、組合事務室等の維持管理費に係る御殿場市への負担金です。

②は、斎場ほか各施設の建物損害共済の保険料です。

次のページをお願いいたします。

4の①は、職員の健康診断のほか、消防職員への麻疹風疹混合ワクチン接種、現場作業に従事する職員の破傷風やB型肝炎の予防接種等に要した経費です。

②は、職員の永年勤続表彰に要した経費です。

③、④、⑥及び⑦は、それぞれ記載の事務に係る御殿場市への負担金です。

⑤は、会計年度任用職員に係る静岡県社会保険協会への負担金です。

⑧は、職員採用試験等に要した経費です。

⑨は、被服貸与規則による貸与被服に要した経費です。

5の①から③は、それぞれ記載の元金または利子を、それぞれの基金に積み立てたものです。

7は、業務で使用するパソコンや複写機などの借上料及びホームページの運用支援や組合例規集の更新などに関する委託料等が主なものです。

8の①と②は、業務で使用しているネットワークシステム等の維持管理に係る御殿場市への負担金です。

③は、組合の出納事務に係る御殿場市への負担金です。

④は、一事業者としての安全運転管理協会への負担金です。

⑤は、顧問弁護士の法律相談に関する経費の御殿場市への負担金です。

3款1項1目斎場費の執行率は、99.0%でした。

備考欄1の①は、3号火葬炉耐火煉瓦積替え修繕、火葬炉台車ブロック交換修繕などに要した経費です。

②は、火葬炉用の灯油代、冷暖房用のプロパンガス代、水道料及び電気代です。

③は、火葬等業務委託のほか、設備の保守点検の委託等に要した経費です。

次のページをお願いいたします。

④は、斎場敷地の土地借上料です。

2項1目塵芥処理費の執行率は98.2%でした。

備考欄2の①は、焼却センターの運営維持管理委託やごみ計量受付業務委託等に要した経費です。

②は、焼却灰を資源化するに当たり、受入先の自治体である、三重県伊賀市及び茨城県鹿嶋市へ支払った環境保全負担金です。

③は、焼却センター敷地等の土地借上料です。

④は、焼却センター周辺地元区である、板妻区及び神場区内の道路等の整備事業に対する御殿場市への負担金です。

3の①は、再資源化センターの運営維持管理委託及び小山町分の残渣の、小山町最終処分場への運搬業務委託に要した経費です。

②は、小型家電類や廃乾電池、廃蛍光灯等の処理委託料等です。

③は、再資源化センター敷地の土地借上料です。

4は、指定ごみ袋の調達・配送管理、販売等の業務に要した経費です。

次のページをお願いいたします。

2 目し尿処理費の執行率は 97.2%でした。

備考欄 2 の①は、処理棟、管理棟、井戸設備等に要した電気料です。

②は、施設運転技術管理及び夜間機械警備に要した委託料です。

③は、各種機器の定期的な保守・点検・整備等の委託に要した経費です。

④は、水質・騒音・振動・臭気等の各測定分析に要した経費です。

⑤は、曝気ブローモーター交換修繕、電磁流量計等交換修繕、ブロー整備修繕など、各種機器の修繕及び部品交換に要した経費です。

⑥は、施設用地の土地借上料です。

⑦は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に必要な薬品類等に要した経費です。

⑧は、神場地先にある最終処分場水処理施設の維持管理や放流水水質分析、土地借上げ等に要した経費です。

⑨は、施設管理用の燃料費、水道料等に要した経費です。

以上で、3 款までの説明を終わります。

○議長（中島宏明君）

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

それでは、4 款消防費について説明いたします。

では、引き続き、決算書の 28・29 ページをお願いいたします。

1 日常備消防費の執行率は、99.2%です。

備考欄 1 は、③の職員 162 人分の人件費が主なものです。なお、人件費は、常備消防費全体の 86.0%でございます。

2 の①は、庁舎 5 か所の清掃管理、空調管理などの業務委託が主なものです。

③は、119 番を受信する通信指令システムの専用回線や電話、インターネット等の使用に要した経費です。

④は、各庁舎の修繕料で、13 件の修繕がありました。

大きなものは、消防本部庁舎の空調設備、西分署の車庫シャッターの修繕です。

3 の②は、管内保育園の幼年消防クラブの育成に係る経費や広報紙の作成費が主なものです。

4 の①は、11 課程 23 人の研修負担金等です。

②は、1 課程 1 人の研修負担金等です。

③は、令和 3 年度に創設された、職員の大型運転免許取得者に対する助成金 3 人分と小型クレーンなどの研修に要した経費です。

5 は、そこに記載の 2 件の派遣職員に係る住居借上料などです。

6 の②は、御殿場消防署に配備している、高規格救急車の更新に要した経費です。

7の中で大きなものとして、職員が火災のときに着用する防火服の更新がございます。これは、新たな基準にのっとりた製品に仕様変更し、貸与したものです。

令和4年度は、32着を購入し、これにより、幹部職員を除いた職員への更新が終了してございます。

また、新型コロナウイルスへの対応として、感染防止対策物品を増強いたしました。

次のページをお願いいたします

8は、全国、関東、県、県東部の各消防長会への負担金です。

予備費充用につきましては、西分署の車庫シャッターの緊急修繕をするに当たり、施設管理費の10節修繕料に330万円を。また、小山消防署の救急車に積載の自動心肺蘇生器が故障したため、それを更新するに当たり、消防事業費の17節備品購入費に70万円余をそれぞれ充当してございます。

続いて、2目小山消防署建設事業費ですが、執行率は81.1%です。

備考欄1につきましては、基本計画及び基本設計の委託料を負担金として小山町に支払ったものです。

なお、本事業の財源は、小山町100%でございます。

続いて、3目富士岡分署建設事業費ですが、これは執行はございません。理由につきましては、建設用地購入に当たり、面積の算定等のため測量委託に要する経費を計上いたしましたが、地権者が体調を崩され、調整に不測の日時を要した関係で年度内の完了が見込めず、事故繰越をしたものです。なお、本年4月には完了してございます。

以上で、4款消防費の説明を終わります。

○議長（中島宏明君）

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

引き続き、5款以降につきまして御説明いたしますので、30ページ・31ページを御覧ください。

5款1項1目元金の執行率は100%でした。備考欄1の①及び②の組合債の元金償還に要した経費です。

2目利子の執行率は85.4%でした。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目予備費は、令和4年度において緊急な対応が必要となった備考欄記載の科目の事業に充用したものです。充用先の科目で説明をいたしましたので、ここでは説明を省略させていただきます。

以上、歳出合計は、予算現額33億9,900万円に対し、支出済額は33億3,512万9,519円で、翌年度繰越額として事故繰越が318万8,595円、よって、

不用額は6,068万1,886円となり、支出済額の予算現額に対する執行率は98.1%となりました。

次のページをお願いいたします。

こちらは実質収支に関する調書ですが、冒頭に決算附属資料1ページの一般会計決算概況で、同様の説明をしておりますので、ここでの説明は省略いたします。

次に、36ページ・37ページをお開きください。

こちらは公有財産のうち、土地及び建物に関する調書となっております。特に変更はございません。

次のページをお願いいたします。

基金につきましては、職員退職手当基金及び諸施設整備等基金で、前年度末の現在高は、合わせて3億4,525万円余でした。

令和4年度は、職員退職手当基金から5,000万円を取り崩し、諸施設整備等基金に5,000万円の元金積立てを行いました。

また、利子積立てが、合わせて12万円余あったため、年度末の現在高は、3億4,538万円余となりました。

次の39ページから44ページまでは、30万以上の物品について掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、認定第1号、令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合歳入歳出決算認定に係る内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島宏明君）

以上で、認定第1号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」、当局の説明を終了いたします。

○議長（中島宏明君）

日程第5 議案第8号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第8号につきまして、御説明申し上げます。

資料5 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条では、歳入歳出予算額にそれぞれ8,000万円を追加し、予算の総額を36億7,700万円とすることを、第2条では、債務負担行為について、第3条では、地

方債について定めております。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたしますので、24・25ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、決算確定に伴い生じた剰余金から、職員退職手当基金に1,000万円、諸施設整備等基金に7,000万円の元金積立てをするものです。

職員退職手当基金につきましては、職員の年齢構成にばらつきがあるため、退職手当の年度間の平準化を図るため積立てを行うものです。

諸施設整備等基金につきましては、今後、所管施設の大規模な修繕や改修等が必要なことから、その財源確保のために計画的に積み立てるものです。

今回の積立てにより、基金の積立て総額は、職員退職手当基金は3,000万円余、諸施設整備等基金は、3億9,400万円余となります。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目斎場費は、後ほど歳入において触れますが、国庫補助金及び組合債による財源更正です。

次に、歳入の内容について御説明いたしますので、ページをお戻りいただき、16・17ページをお開きください。

3款1項2目衛生費国庫補助金につきましては、説明欄のとおり、デジタル田園都市国家構想交付金が、斎場予約システム導入事業において採択され、交付金の交付が決定したため計上するものです。補助率は事業費の2分の1です。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金につきましては、令和4年度実質収支額1億3,504万円から、当初予算で計上済みの1,000万円を差し引いた残額、1億2,504万円を増額するものです。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目衛生債につきましては、長寿命化事業として実施する斎場火葬炉修繕事業に関して、県との起債協議において、事業内容のうち、4号炉の増設は、施設の運営上は長寿命化を目的としていても、あくまで増設であり、施設の長寿命化に当たらないことから、火葬炉増設分に係る起債の充当率が、当初予定しておりました、長寿命化事業に対する90%から、一般事業の75%に変更になることから、減額するものです。

ページをお戻りいただき、14・15ページをお開きください。

1款1項1目負担金につきましては、繰越金の精算や歳出の補正等の結果、御殿場市2,427万6,000円、小山町1,441万2,000円を、それぞれ減額するものです。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、消防指令システム無停電電源装置更新整備事業について、無停電電源装置の点検において、耐用年数等を踏まえ、万一に備え更新すべきとの指導を受け、更新を決めましたが、世界規模での半導体不足等により、関連部品等の供給が滞っていることに起因し、納期が大幅に遅延することが予想されることから、機器の導入には令和6年度までを期間とし、限度額1,110万円の債務負担行為を設定するものです。

続きまして、5ページの第3表、地方債補正を御覧ください。

先ほど歳入で触れましたとおり、事業の一部における起債の充当率変更により、借入れ限度額の変更を行うものです。

以上、議案第8号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）」についての内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（中島宏明君）

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

10番、藺田豊造です。

一般会計補正予算（第2号）について、歳入のページ、16・17ページ、3款1項2目衛生費の国庫補助金について質問します。

金額は248万8,000円ですが、デジタル田園都市国家構想交付金について、補助金の内容と目的。また、今後このよう、地方に特化したような交付金の活用があったらお答えください。

以上です。

○議長（中島宏明君）

庶務課技監。

○庶務課技監（池田浩一君）

それでは、私のほうから質問についてお答えさせていただきます。

初めに、交付金の内容についてですが、デジタル田園都市国家構想交付金とはデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向け、取組を行う地方公共団体に対し、その事業に必要な経費を支援するもので、補助率は2分の1です。

基本的には、住民の利便性向上に資する取組が対象となっております。

今回は他の地区で既に確立されております、優良モデル等を活用した取組として、近

隣市町村でも導入されております、斎場予約システム導入業務が事業として採択されました。斎場予約システムは、スマホ、パソコン等のウェブ環境から常時アクセス可能なクラウド型斎場予約システムを構築し、24時間365日、斎場予約が可能なサービスを提供するものです。

斎場の予約は、葬儀日程の根本となるために、速やかな調整が求められております。現状は、1冊の紙の予約台帳に各予約内容を記載し管理しております。利用者は多忙の中、都度、庶務課に電話をいたしまして、予約状況の照会後に親族等の調整を行い、予約を行っているところです。しかし、最近の火葬数急増によりまして、調整中にほかの予約が入る事案も発生しております。今後も火葬数の増加が見込まれており、スピーディーな予約調整が求められているために、今回導入をいたしました。

最後に、今後の活用につきましては、直接、住民の利便性向上に資する取組の基本を踏まえ、広域行政組合業務との適合を図りながら財源確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島宏明君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより、議案第8号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中島宏明君）

日程第6 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第105条の規定に基づき、お手元の資料6のとおり、当組合議会行政視察のために議員を派遣したいと思います。

なお、日程の変更等の取扱いについては、あらかじめ、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（中島宏明君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（中島宏明君）

この際、本席より諸般の連絡をいたします。

来る10月13日午後1時30分から9月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

○議長（中島宏明君）

本日は、これにて散会いたします。

御苦労様でした。

午後2時22分 散会

第 2 日

令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第2号)

令和5年10月13日(金曜日)

○議事日程

令和5年10月13日 午後1時30分 開議

日程第1 認定第1号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 管理者提案理由の説明

日程第3 議案第9号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について

日程第4 議案第10号 小山消防署の整備に関する協定の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 菅 沼 芳 徳 君	2番 川 上 秀 範 君
3番 黒 澤 佳 壽 子 君	5番 高 橋 利 典 君
6番 石 原 和 美 君	7番 牧 野 恵 一 君
8番 神 野 義 孝 君	10番 菌 田 豊 造 君
11番 勝間田 博文 君	12番 白 井 光 昭 君
13番 中 島 宏 明 君	14番 鈴 木 豊 君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

管 理 者	勝 又 正 美 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	富 尾 信 司 君
会 計 管 理 者	勝間田 守 正 君
事 務 局 長	鎌 野 武 君
消 防 長	勝間田 誠 司 君
庶 務 課 長	佐 藤 正 博 君
庶 務 課 技 監	池 田 浩 一 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 修 一 君
事務局次長兼衛生センター所長	三 輪 徹 君
消防次長兼管理課長	外 山 貴 彦 君
予 防 課 長	芹 澤 良 信 君
警 防 課 長	勝間田 秀 明 君

通信指令課長	小澤秀宗君
御殿場消防署長	小林真人君
小山消防署長	野木幹雅君
御殿場消防署副所長	伊倉博一君
御殿場市企画戦略部長	沓間信幸君
御殿場市総務部長	田代学君
御殿場市環境市民部長	南美幸君
小山町副町長	室伏博行君
小山町企画総務部長	長田忠典君
小山町住民福祉部長	小野一彦君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加藤貴大
庶務課総務スタッフ主幹	細谷志野
庶務課総務スタッフ主任	田代拓也
庶務課総務スタッフ副主任	曾根綾乃

○議長（中島宏明君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を再開いたします。

○議長（中島宏明君）

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（中島宏明君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（中島宏明君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、管理者提案理由説明書（第2号）及び参考資料として令和4年度決算質疑区分一覧表、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（中島宏明君）

日程第1 認定第1号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中島宏明君)

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、「歳入」について質疑ありませんか。

2番 川上秀範議員。

○2番(川上秀範君)

それでは、私から歳入に対しまして2件質疑をさせていただきます。

1つ目ですが、ページ12、13、2款1項2目衛生使用料、備考欄の管外使用料111万円余ですが、御殿場市また小山町の域内以外の管外使用の内訳についてと、2項目が、ページ16、17、7款2項1目雑入、再資源化物売却料3,432万円余につきまして、こちらは再資源化物の内訳について伺います。

以上、2点です。

○議長(中島宏明君)

庶務課技監。

○庶務課技監(池田浩一君)

それでは、私からは1点目の管外使用の内訳についてお答えいたします。

令和4年度は、火葬回数1,376件のうち114回、8.28%が管外の利用でした。令和3年は72回、5.85%でしたので増加はしておりますが、令和元年度は9.15%ということで、以前の状態に戻りつつあると考えております。

管外の利用のうち26%は箱根町となっております。直近5年間の平均も26.9%であり、標準的な利用率と思われます。仙石原などは、小田原の斎場より当組合の斎場のほうが近く、観光等の渋滞も避けやすいため、今後も一定の利用があると思っております。

ほかの近隣市町村からの利用もございますが、11%程度となっております。こちらは、当組合の斎場より近くに他市町村の斎場が存在する場合も多いため、利用が限定的であると考えております。

残りは、東京や沼津等、様々な地区の方が利用されております。これは、住所変更されていない管内の施設利用者の方による利用と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島宏明君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、私からは2問目の質問についてお答えいたします。

再資源化センターに搬入されたごみにつきましては、センター内で分別・破碎等の処理が行われた後、鉄・アルミ・ペットボトル・ビン・ガラスカレットなどの資源物に分類されて再資源化されております。

再資源化物売却料収入の大部分は、スチール缶・アルミ缶・ペットボトルの売却料で、売却価格は市場価格と連動しており、令和4年度中は高値で推移いたしました。内訳としましては、スチール缶199万円余、アルミ缶1,259万円余、ペットボトル1,760万円余となりました。そのほかに固定の売却価格となっているものとして、破碎鉄・破碎アルミ・生きビン・ガラスカレット・古紙・スプレー缶等がありますが、こちらは全体で214万円余となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と川上秀範君）

○議長（中島宏明君）

ほかに質疑ありませんか。

14番 鈴木豊議員。

○14番（鈴木豊君）

14番、鈴木豊です。

それでは、歳入について1点お伺いします。

決算書12ページの2款1項1目1節総務管理費使用料119万2,350円ですが、湯沢平の旧清掃センター跡地の使用料で御殿場市役所が現在、駐車場用地や車庫・倉庫などの用途に利用されているとお聞きしますが、以前も質問したときは御殿場市が公共施設への利活用を検討しているとの回答がありましたが、それから4、5年たっておりますが売却の進展がありません。現在、御殿場市と売却についてどのような検討をし、いつ頃になるのか。また、なぜこんなに長い期間になっているのかお伺いします。

○議長（中島宏明君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

では、ただいまの質問にお答えいたします。

清掃施設の跡地の利用につきましては、地元協議が必要とされていることから、御殿場市において原里地区まちづくり委員に対してアンケートを実施し地元要望を確認した

ところ、臨時駐車場としても使用できる広場、あるいは分譲との御意見が多かったとのこと。学校行事等で臨時駐車場として利用している地域実情や分譲としては出入口が狭いなど、また市図書館の移転先の候補地については面積の要件を満たさないなどの検討の経過を経て、現段階では公共施設移転・建設地として条件が合致するものはなく、今後も継続協議案件とされております。

公共施設の整備においては、交通の流れに適した施設であることも求められます。新東名御殿場インター開通に伴い、アクセス道の開通や側道の整備が進む中で、交通の流れが大きく変わりつつあるところです。現在、側道の整備は進行中であり、交通の状況の見極めには時間を要しますが、市では、引き続き公共施設として何が適切であるのか検討していくとのこと。です。

したがいまして、現段階で売却について明確な時期をお示しできませんが、以前から広域議会議員の皆様からも早期売却の御意見をいただいているところでもあり、組合といたしましては市と連携し、情報を共有し、具体的な利活用の計画策定に協力して、長期計画への反映などに向け、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（「終わります。」と鈴木豊君）

○議長（中島宏明君）

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員。

○3番（黒澤佳壽子君）

2点、質問いたします。ページ14、15の2款使用料及び手数料の3目の消防手数料について質問いたします。

まず、備考欄の危険物関係申請手数料492万円ですが、この危険物関係申請の内訳についてお尋ねいたします。

次が、18、19ページの9款寄附金1項1目、備考欄の消防費寄附金50万円について質問いたします。消防費寄附金の内容についてお知らせください。

以上です。

○議長（中島宏明君）

予防課長。

○予防課長（芹澤良信君）

私からは、危険物施設及び関係申請の内訳につきましてお答えいたします。

消防法上の危険物は、その性質により第1類から第6類までに分類されており、当管内の危険物施設はガソリン、灯油、潤滑油などの人々の生活や工場の操業等に必要で、第4類の引火性液体を取り扱う施設が全体の約98%となっております。残りの2%に

は、化粧品の原料となる第2類可燃性固体類の硫黄などがあります。危険物施設の内訳は、製造所が13か所、貯蔵所が488か所、取扱所が208か所の合計696施設となっています。コロナ禍前の平成30年度と比較すると、総施設数の増減はありません。

次に、危険物関係申請の内訳についてですが、令和4年度中の危険物関係申請手数料のうち、許可審査手数料及び完成検査手数料が全体の84%を占めており、残りの16%にはタンク検査手数料や、仮貯蔵仮取扱い承認手数料などがあります。主な申請である設置・変更許可申請及び完成検査申請件数をコロナ禍前の平成30年度と比較すると、令和元年度から令和3年度までは減少していましたが、令和4年度は設置・変更許可申請数は90件から109件に、完成検査申請数は86件から104件と、いずれも増加傾向となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島宏明君）

管理課長。

○管理課長（外山貴彦君）

私からは、2点目の御質問にお答えいたします。

9款1項1目消防費寄附金の内容についてですが、一般住民の方から、親族が救急搬送された救急活動に対し、「救急搬送等でお世話になったので、救急資機材整備に活用してほしい」ということで頂いた寄附金でございます。

当寄附金につきましては、寄附者の意向に沿い、救命士が重篤な傷病者に対して行う点滴処置のための訓練用資機材として「静脈採血注射モデル」を5セット購入させていただき、救命士のさらなる技術向上のため各署所へ配備し、現在有効に活用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（中島宏明君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

次に、歳出について質疑ありませんか。

1番 菅沼芳徳議員。

○1番（菅沼芳徳君）

1 番、菅沼芳徳です。

4 款消防費の関係から 1 項 1 日常備消防費に関しまして、2 件お願いをいたします。

2 8、2 9 ページ、それと決算審査意見書というのが資料 4 に出ています。これも併せてお願いしたいのですが、まず 2 9 ページの人件費の関係で、そこに職員 1 6 2 名と 1 2 億 3, 9 2 4 万円余とあります。いずれにいたしましても、この審査意見書の中に適正な人員の確保が必要だという意見が記載されております。これに関連して充足状況、人員の、それについて 1 点目伺います。

それと関連しますが、消防事業費と職員研修諸経費備考欄の 3 と 4 の中で、これも審査意見書の中に非常に消防関係については業務が高度化かつ複雑化しているニーズがあるということです。それに応える人材の養成が必要だということなんですけども、特に 4 の職員研修諸経費及び、その上の消防事業費の中に救急救命士の養成研修経費などありますが、いずれにいたしましても高度化・複雑化するニーズに対応する人材育成の現状及び今後の取組について 1 件、以上、2 件についてよろしく回答をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中島宏明君）

管理課長。

○管理課長（外山貴彦君）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

初めに、適正人員の充足状況についてですが、適正人員につきましては、市町村の整備目標として消防庁が制定している「消防力の整備指針」に基づき算定しております。算定にあたっては、管轄人口、都市構造、中高層建築物の状況、危険物施設の数、過去の火災発生状況、地域特性等を基に必要な消防車両を算出し、車両に応じた職員数に、職員の休暇取得を勘案した人員措置係数を掛け合わせ算出されます。それによると、当本部の適正人員数につきましては 2 0 7 人で、現在の充足率は 7 9. 7 %であります。

次に、充足への対応についてですが、現在の消防施設では当直できる職員数に限りがあることから、老朽化した消防庁舎の建て替えに合わせ、計画的に職員数を増やしていきたいと考えております。また、職員の採用につきましては、昨今の社会情勢により公務員離れが深刻化する中、多様化する消防業務に応えられる優秀な人材の確保を図るため、集客施設へのポスター掲示、合同企業ガイダンスへの参加、管轄内外の学校への募集活動、ホームページへの P R 動画の掲載等を行っているところです。今後も引き続き、S N S を活用した消防 P R やインターンシップの受け入れなど、消防の魅力をより多く発信し、応募者の増加につなげていきたいと考えております。

次に、2 点目の御質問にお答えいたします。

人材育成の現状について、初めに救急関係ですが、救命士の資格取得後の教育につき

ましては、病院前救護の一層の充実と救急業務のさらなる高度化に対応するため、医師及び救命士を構成員としたメディカルコントロール協議会において、病院実習や各種研修会への参加、救急活動に対する検証等が義務づけられており、平成28年からは指導救命士制度の運用が始まり、若手救命士の育成を行う体制が構築されております。

次に、救急以外の警防・救助・予防等につきましては、その業務は年々複雑・多様化し、個々の質の向上が求められております。このような中、消防大学校や県消防学校等の研修機関での専門的教育の受講をはじめ、キャンプ富士やJR等の関係機関とも連携を図り、積極的に訓練に取り組むとともに、各地で発生している災害を教訓とした検証・訓練を実施し、個々の質の向上を図っております。

また、新規採用職員に対するOJTの取組として、新採職員が親しみやすい直近の先輩と、職務に精通している先輩の2名体制できめ細やかな指導にあたっております。

次に、今後の取組についてですが、消防を取り巻く各種課題に対し先進的な取組を行っている消防本部への職員派遣を検討しております。現在、東京消防庁や横浜市消防局では、職員の能力向上を目的とした受け入れを行っております。職員の能力開発はもちろんのこと、組織の施策展開を今後進めるにあたり十分検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と菅沼芳徳君)

○議長(中島宏明君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、川上秀範議員。

○2番(川上秀範君)

それでは、私から歳出に関しまして3件ほど質疑をさせていただきます。

ページ26、27、3款2項2目し尿処理費、備考欄2施設管理費の④測定分析委託費264万円余ですが、こちら放流水の水質分析の内容と住民からの苦情等について伺います。

続いて、ページ28、29、4款1項1目常備消防費、備考欄3消防事業費で、こちら2つありますが、1つ目が①災害対策資機材整備事業817万円余ありますが、こちら山岳救助の状況についてと、同じく備考欄3の③救急高度化事業2、212万円余でございます。今、菅沼議員からも質疑がございましたが、こちら救急救命士の状況また養成について伺います。

以上、3点です。

○議長(中島宏明君)

衛生センター所長。

○衛生センター所長（三輪 徹君）

それでは、私から1点目、測定分析委託費についてお答えいたします。

衛生センターは、水質汚濁防止法、騒音振動規制法、悪臭防止法及び静岡県公害防止条例を遵守し、特に施設建設時に地元区並びに竹之天下堰水利組合など、地元関係者と締結した公害防止協定により、法・条例よりもさらに一段厳しい基準値を定め、それを遵守することで高いレベルでの安定した運転管理を続けております。

水質分析は専門機関に分析を委託し、協定基準値の9つの項目、「水素イオン濃度」、「生物化学的酸素要求量」、「化学的酸素要求量」、「浮遊物質濃度」、「全窒素」、「全リン」、「色度」、「大腸菌群」、「透視度」と合わせて、法・条例上の基準である「窒素性化合物」に関する分析を実施しております。放流水サンプリング箇所は、施設末端の放流槽で毎週1回年52回測定を実施しております。施設が稼働して以来、常にこの基準値を大きく下回る水質を維持しております。

水質に係る苦情については、特に記録はございません。職員も、記憶にないとのことです。毎年、関係者の立会いの下、実施しています環境測定においても確認をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島宏明君）

御殿場消防署長。

○御殿場消防署長（小林真人君）

私からは、2番目の御質問、山岳事故についてお答えします。

山岳事故の状況ですが、当消防本部で出動した令和4年度の山岳救助出動はいずれも富士山で発生しており、出動件数は29件であり、開山期間中の出動は25件ございました。出動場所の内訳は、御殿場口16件、須走口13件、内容は転倒等による負傷9人、急病4人が救急搬送され、五合目まで下山した後に救急搬送を拒否する事例が約45%の13件ございました。

富士山開山期間中は、市町の一般的な救急事案が最も多い月間であり、活動そのものに長時間を要する山岳救助事案が重なると消防力を維持することが大変厳しくなるため、長時間対応が予測される場合は、週休者の呼び上げにより職員を確保し対応いたしました。

また、令和5年度9月末現在の出動件数は48件であり、今後、山岳事故がさらに増加すると、通常の救急・救助・火災対応にしわ寄せがきて、市町民への対応に支障を来すことを危惧しております。今年はコロナ明けということで、外国人登山客も多く16件、3件に1件が外国人観光客による山岳事故となっております。

現在、富士山山岳救助においては、車両で行けるところまでは行き、その後は徒歩と

なります。山小屋のブルドーザーやクローラーなどを有効利用させていただけると、短時間で救助可能となり負傷者の負担が軽減されますが、それには経費がかかります。そのため、県で徴取している入山協力金などを使用できないものかと、県や関係機関と調整していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島宏明君）

管理課長。

○管理課長（外山貴彦君）

私からは、3点目の御質問にお答えします。

救急救命士養成研修について、初めに救命士の状況について御説明いたします。

当本部には、本年3月に行われた国家試験に新たに合格した4名を加え51名の救命士が在職しておりますが、そのうち管理職の役職に就くなど救急業務を離れている職員を除いた36名の救命士が活動しております。

次に、救命士の養成についてですが、例年3名程度を養成しており、今年度につきましては1名が救急救命東京研修所での前期研修を修了しており、現在2名が後期研修に入校中です。

救急件数は毎年増加を続け、昨年は5,163件の出動があり、開署以来初めて5,000件を超えました。今年も9月末の昨年比で270件の増加となっており、今後さらに増加することが見込まれております。このような中、救急の空白の時間を生まないために、救急車の増隊と合わせ、救命士の養成は急務であると考えております。引き続き、計画的な救命士養成に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と川上秀範君）

○議長（中島宏明君）

ほかに質疑ありませんか。

3番、黒澤佳壽子議員。

○3番（黒澤佳壽子君）

2点、質問いたします。

ページ22、23、3款衛生費1項1目の斎場費の備考欄、1の施設管理費②電気・燃料費等経費1,163万及び28ページと29ページの4款1項1日常備消防費備考欄、2の②灯油・電気・ガス・水道等経費1,588万、この共通の経費について、まず物価高騰による影響について、経費節減の方策についてお尋ねいたします。

2点目が、24ページ、25ページ、3款2項清掃費1目の塵芥処理費、備考欄の指定ごみ袋作製等事業費6,402万円について質問いたします。

附属資料の28ページに、500万以上の収入減に清掃手数料があります。その理由として、事業系可燃ごみの搬入量及び指定ごみ袋の販売数の減によるとあります。また、29ページの500万円以上の予算減に塵芥処理費があり、その理由として可燃ごみ搬入量の大幅減による委託料の減とあります。可燃ごみ搬入量の大幅減の背景・分析についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（中島宏明君）

庶務課技監。

○庶務課技監（池田浩一君）

私からは、まず斎場の物価高騰による影響についてお答えいたします。

各単価につきましては、令和4年とコロナ影響前の令和元年度を比較いたしますと、電気代が1.19倍、灯油は1.18倍、冷暖房用のプロパンガス、水道料につきましては微増となっております。

令和元年度と比較し、火葬回数は1.2倍に増えております。単価上昇を含めた支払額では、電気代が1.33倍、灯油代は1.47倍でした。冷暖房用のプロパンガスや水道代は、待合室の利用者が減っていることもありまして若干の減となっております。

次に、2点目の斎場の経費削減についてでございますが、今後も火葬回数の増加が予想されております。一方、電気代につきましては、現時点で既に令和4年度の1.08倍となっており、灯油やプロパンガスについても値上げが予想されており、燃料代の増額を想定しております。抜本的な省エネ化には、大規模な施設の更新等が必要となるため、来年度予定しております「斎場老朽度調査及び改修設計」の中で検討してまいります。しかし、照明器具のLED化や低燃費である新型火葬炉の活用等、節約のほうは引き続き実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島宏明君）

管理課長。

○管理課長（外山貴彦君）

私からは、消防施設管理費についてお答えいたします。

初めに、物価高騰による影響についてですが、庁舎の風呂用ボイラーや暖房用に使用している灯油につきましては単価の引き上げがありましたが、使用量の抑制により前年度比5万円余の減額となりました。電気につきましては、燃料費高騰の影響により調整額が引き上げられたことから使用量は減少したものの、前年度比280万余の増額となりました。ガスにつきましても、全体の使用量は減少したものの、消防本部庁舎で使用している都市ガスの単価が引き上げられたことにより、前年度比11万余の増額となり

ました。

次に、経費節減の方策についてですが、物価高騰の影響を大きく受ける電気につきましては、職員の体調管理に十分に配慮をしつつ、節電に関する注意喚起を行っております。また、消防本部事務室が階段や廊下へ解放された空間となっていたため、今年度事業ではありますが、災害対策本部室の改修に併せて区画室として整備したことにより冷暖房の効率が高まり、節電の効果が大きいものとなっております。

今後も引き続き、各施設のLED化を進めるなど、施設管理費の抑制に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島宏明君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、私からは塵芥処理費の質問についてお答えいたします。

焼却センター運営費につきましては、社会活動の状況がコロナ禍を経て改善傾向となり、ごみの搬入量についても増加に向かう予算編成をしておりましたが、実際には想定していたよりもごみ搬入量は減少いたしました。原因は様々あると思われませんが、コロナ禍以降の経済社会情勢が回復に時間を要しており、現在でも完全に回復していないこと、一方では、市町の啓発などによりごみ減量に対する意識の向上で搬入されるごみが減少したことも考えられます。ごみ袋の販売数量につきましては、搬入されるごみの量と必ずしも連動はしておりません。令和4年度においては、例年3月に事務所における大量購入がなかったことが主な減少要因であると思われれます。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（中島宏明君）

ほかに質疑ありませんか。

14番、鈴木豊議員。

○14番（鈴木豊君）

14番、鈴木豊です。

それでは、歳出の3款衛生費において1点お伺いいたします。

決算書24ページ、3款2項1目塵芥処理費の13節委託料の不用額が1,308万6,757円と突出して、昨年度より不用額が増額となり多額ですが、不用額が残った要因は何かと、また補正などをして対応できなかったのかお伺いします。

○議長（中島宏明君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

ただいま質問がありました、塵芥処理費についてお答えいたします。

12節委託料の不用額1,308万円余の内訳でございますが、焼却センター運営費委託料が734万円余、再資源化センター運営委託費委託料が180万円余、指定ごみ袋作製等事業費394万円余で、予算に対し昨年度とほぼ同じ1.5%の不用額が生じております。

要因といたしましては、焼却センター運営費につきましては、予測していたよりコロナ明けでのごみ搬入量が増えなかったためでございます。

再資源化センター運営費につきましても、予測より搬入量が減少したことと、物価指数の下落により処分にかかる費用が減少したことが要因でございます。

指定ごみ袋作製事業費につきましては、販売数量において、例年3月に行われる事業所による大量発注が今年度についてはなかったため、予測よりも売り上げ減少となったことが要因でございます。

ごみ搬入量やごみ袋販売数につきましては、社会情勢や景気等により数量が大きく変動しております。社会活動の状況が改善傾向にあると想定し、補正時期にはごみの量が増加してくると見込んでいましたが、実際にはコロナ禍以前の状況には戻り切れなかったという状況となっております。今後も、ごみ搬入量や物価変動等を適切に把握し、より精度の高い予算作成及び予算執行を実施していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と鈴木豊君）

○議長（中島宏明君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて歳出の質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般の質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

以上で、認定第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより、認定第1号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（中島宏明君）

日程第2 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第9号及び議案第10号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日、追加提案いたしました議案の御審議をお願いするにあたり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

今回、追加提案する議案は、予算案、契約案の2件でございます。

最初に、議案第9号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」御説明申し上げます。

今回の補正額は、1億5,580万円の増額で、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ38億3,280万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、第2号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。歳出は、小山消防署建設事業費の委託料の増額及び負担金の減額でございます。歳入は、歳出の補正に伴う小山町負担金の増額及び組合債の減額

でございます。また、事業の進捗などにより、債務負担行為の変更及び地方債の廃止を行うものでございます。

次に、議案第10号「小山消防署の整備に関する協定の締結について」御説明申し上げます。

本案は、小山消防署の新庁舎整備につきまして、小山町と18億5,304万円で小山消防署の整備に関する協定を締結するものでございまして、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、本日追加提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島宏明君）

日程第3 議案第9号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野武君）

ただいま議題となりました、議案第9号につきまして御説明いたします。

資料9、補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条では、歳入歳出予算額にそれぞれ1億5,580万円を追加し、予算の総額を38億3,280万円とすることを、第2条では、債務負担行為について、第3条では、地方債について定めております。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたしますので、20ページ・21ページをお開きください。

4款1項2目小山消防署建設事業費は、事業を効率的かつ効果的に行うため、建設整備にかかる事業全般を小山町へ委託するにあたり、工期縮減を目指し、造成を含む整備に必要な調査・測量・設計及び工事完了までの業務を一括発注方式で進めることといたしました。

そのため、基本設計を基に概算事業費及び年度割額を算定したところ、令和5年度の事業費は1億8,760万円となったことから、既に計上済みの委託料2,880万円の差額、1億5,880万円を増額し、造成設計業務に係る負担金300万円を皆減するものです。

続いて、歳入について説明いたしますので、ページを戻っていただき16ページ・17ページをお願いいたします。

当初予算では、説明欄の小山消防署建設事業に係る財源に組合債を予定しておりましたが、県との起債協議により、小山町での一括起債が認められたことから、8款1項2目消防債を減額するものです。

再度、ページをお戻りいただき14ページ・15ページをお願いいたします。

1款1項1目負担金につきましては、歳出における事業費の増額及び組合債の減額により、1億8,760万円を増額するものです。なお、御殿場市・小山町広域行政組合の管理運営に関する合意書に基づき、小山消防署建設事業にかかる経費は、施設が存することになる小山町が負担することとなっているため、説明欄に示すとおり、増額分全てが小山町の負担となります。

次に、債務負担行為につきまして御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正は、小山消防署建設事業における、概算の全体事業費及び令和5年度事業費に基づき、期間を令和6年度から令和8年度までと変更し、限度額を16億6,600万円に変更するものです。

続きまして、5ページの第3表、地方債補正を御覧ください。

歳入で触れましたとおり、小山消防署建設事業に係る組合債を廃止するものです。

以上、議案第9号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中島宏明君）

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより、議案第9号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中島宏明君）

日程第4 議案第10号「小山消防署の整備に関する協定の締結について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

ただいま議題となりました、議案第10号について説明いたします。

お手元の資料7、議案書の1ページを御覧ください。

本案につきましては、去る9月29日に小山町と仮協定を締結いたしましたが、その金額が1億5,000万円以上であったため、条例の定めるところにより議会の議決を経て、本協定を締結いたしたく提案するものでございます。

資料8、議案資料の1ページを御覧ください。

まず、協定締結の経緯ですが、小山消防署は昭和47年3月に竣工し、以来、逐次増築や耐震補強工事を行いました。施設・設備は老朽化しており、緊急車両の大型化や資機材の更新等の消防需要の変化、さらには仮眠室の個室化や女性消防職員の配置などにも対応するため、新庁舎の整備を進めております。

また、小山町では当該計画地に防災倉庫など、町として地域防災に係る施設の整備を計画しております。

このことから、小山消防署と小山町の地域防災に係る施設の整備に関し、事業の整合を図り一体的かつ合理的に実施するため、小山消防署の建設事業について小山町に委託する協定を締結するものです。

続いて、委託する事業の範囲ですが、小山消防署の建設に係る実施設計、建設工事等であり、協定期間は事業の精算期間を鑑み、令和9年3月31日までとしております。

新小山消防署の概要につきましては、庁舎は鉄骨造2階建て、1階に車庫、資機材保管倉庫及び事務室等を配置し、2階には個室の仮眠室等を配置します。

救助訓練棟は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の4階建てを計画しています。

いずれも詳細は、今後の実施設計で定めてまいります。

以上、内容説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島宏明君）

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより、議案第10号「小山消防署の整備に関する協定の締結について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中島宏明君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 島 宏 明

署名議員 白 井 光 昭

署名議員 鈴 木 豊